森町外国人材等日本語学習支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　町長は、町内の事業所における外国人材等の就職後の定着促進及び地域社会への円滑な参画を促すため、事業主が実施する日本語能力の向上を支援する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、森町補助金等交付規則（昭和 42 年森町規則第３号）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外国人材等　日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第 48 号）第２条第１項に規定する外国人等のうち、森町内で就労する者をいう。

(2) 日本語学校　主に日本語を母語としない者を対象に日本語教育を行う教育機関をいう。

(3) 日本語教室　前号の日本語学校のほか、主に日本語を母語としない者を対象に日本語教育を行う教室をいう。

(4) 日本語能力試験　独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力を測定し、認定する試験をいう。

（補助事業者）

第３条　補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助事業者」という。）とする。

(1) 町内に事業所を有し、事業を営む法人又は個人であること。

(2) 町税等を滞納していないこと。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 森町暴力団排除条例（平成 23 年森町条例第 18 号）第２条第１号に規定する暴力団若しくは構成員が同条第３号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者

(2) 風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する営業を営む者

(3) 前２号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる者

（補助事業）

第４条　補助の対象となる事業は、補助事業者が雇用する外国人材等が日本で自立した生活を送るために必要な日本語能力の習得を目的とする次の各号のいずれかに掲げる事業とする。ただし、日本語能力試験Ｎ３レベル以上の合格を目指すものであり、かつ、補助事業者が第６条に掲げる経費を全額負担するものに限る。

(1) 日本語研修開催事業　補助事業者が独自に日本語研修を実施する事業

(2) 日本語学校等就学事業　補助事業者が外国人材等を日本語学校又は日本語教室へ就学（オンライン受講を含む。）させる事業

(3) 日本語能力試験補助事業　補助事業者が外国人材等の日本語能力を測定するため、

日本語能力試験を受験させるときに当該試験に係る受験料を補助する事業

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

(1) 町の他の助成制度による財政的支援を受けた事業又は受ける見込みのある事業

(2) 国、他の地方公共団体又は公共的団体の助成制度による財政的支援を受けた事業又は受ける見込みのある事業

（補助対象外国人材等）

第５条　補助の対象となる外国人材等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 申請日時点において、町内の事業所等で労働関係法令及び出入国関係法令上適法に雇用されていること。

(2) 申請日が属する年度内に日本語能力試験Ｎ１、Ｎ２又はＮ３レベルの認定を受けていること。

(3) 事業開始から申請日までの間、日本に滞在していること。

（補助対象経費）

第６条　補助の対象となる経費は、別表に定める経費とし、申請日が属する年度内に支出した経費とする。

（補助金の額）

第７条　補助金の額は、前条に掲げる経費の２分の１以内の額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

２　補助金の限度額は、補助事業者１者につき１年度当たり 20 万円とする。

（交付の申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者は、森町外国人材等日本語学習支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 森町外国人材等日本語学習支援事業費補助金収支決算書（様式第２号）

(2) 在職証明書

(3) 補助事業者が補助対象経費を全額負担したことを証する書類

(4) 対象事業の参加者及び学習内容・期間等が分かる書類

(5) 補助対象外国人材等の日本語能力試験の合格を証明する書類の写し

(6) 日本語研修開催事業において社員等が講師となって業務時間外に研修を行う場合に勤務時間及び時間外勤務手当の金額等が分かる書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２ 前項の規定による補助金の交付申請期間は、毎年度４月１日から３月 15 日までの間とする。

（交付の決定及び確定）

第９条　町長は、前条の規定による交付の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、当該申請者に対して森町外国人材等日本語学習支援事業費補助金交付決定兼確定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第 10 条　前条の通知を受けた補助事業者は、速やかに請求書（様式第４号）を提出し、補助金を請求しなければならない。

附　則

この告示は、令和８年 10 月１日から施行し、令和８年度分の補助金から適用する。

別表（第６条関係）

事業区分	対象経費
日本語研修開催事業	講師謝金、講師旅費、テキスト代、会場費、消耗品費、委託料、その他事業のために必要な経費で、町長が適切と認めたもの
日本語学校等就学事業	選考料、入学金、授業料（受講料）、設備費、教材費、課外活動費（カリキュラムに組み込まれているものに限る。）、保険費、その他事業のために必要な経費で、町長が適切と認めたもの
日本語能力試験補助事業	日本語能力試験（Ｎ１、Ｎ２及びＮ３レベル）の受験料